

医療法人設立後の運営について

1. 剰余金配当の禁止（医療法第 54 条）

医療法人は、剰余金の配当が禁止されています。

従って、収益を生じた場合には、施設の整備・改善、法人の職員の待遇改善等に充てるほか、全て積立金として留保しなければなりません。

また、配当ではないが、事実上利益の分配とみなされる行為（例：理事長個人の住居の家賃負担、役員や第三者への金銭の貸付け）も禁止されています。

2. 理事、監事の補充（医療法第 46 条の 5 の 3）

理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければなりません。

3. 届出関係

次の場合には届出が必要ですので、忘れずに提出してください。提出に当たって御不明な点等は、千葉県医療整備課又は千葉市医療政策課にお問い合わせください。

（1）決算が終了した場合（医療法第 52 条、医療法第 69 条の 2）

- ・決算届（毎会計年度終了後 3 か月以内）

【添付書類】

①事業報告書 ②財産目録

③貸借対照表 ④損益計算書

⑤関係事業者との取引の状況に関する報告書 ⑥監事の監査報告書

（貸借対照表の負債合計額が 50 億円以上、または損益計算書の事業収益の合計額が 70 億円以上となる場合は次の書類も添付）

⑦公認会計士等の監査報告書

- ・経営情報等報告書（毎会計年度終了後 3 か月以内※）

当該報告書については、千葉市管轄の法人であっても千葉県が提出先となります。

【添付書類】

① 経営状況に関する状況 ②職種別給与総額及びその人数に関する情報

※ 貸借対照表の負債合計額が 50 億円以上、または損益計算書の事業収益の合計額が 70 億円以上の医療法人（医療法第 51 条第 5 項の規定により公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないこととされている医療法人）は、会計年度終了後 4 か月以内（**経営情報等報告書のみ**）。

※ 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 67 条第 1 項の規定による社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用して所得の金額を計算した場合（いわゆる「四段階税制」を適用した場合）は対象外となります（**経営情報等報告書のみ**）。

決算届、経営情報等報告書については、紙届出のほか、報告システム（令和 7 年 4 月より、G-M I S から（独）福祉医療機構が W A M N E T 上に構築する新システムに移行します。）を利用した電子届出も可能です。

（2）登記事項（純資産額等）に変更があった場合（医療法施行令第 5 条の 12）

- ・登記事項変更登記完了届

【添付書類】

- ・履歴事項全部証明書

(3) 役員に変更があった場合（医療法施行令第5条の13）※重任も含まれます。

・役員変更届

【添付書類】

・新たに就任した役員の就任承諾書、履歴書、その他関係書類

4. 定款変更認可申請（医療法第54条の9第3項）

新たに診療所を開設したり、附帯業務を開始するなどの理由により、定款を変更しようとする場合は、事前に千葉県知事又は千葉市長の認可を受ける必要があります。

認可申請を行おうとする場合には、あらかじめ千葉県医療整備課又は千葉市医療政策課まで御相談ください。なお、認可までには数か月かかりますので、計画的な準備をお願いいたします。

5. その他

医療法人の運営は、医療法、定款等の規定に基づいて行う必要があるため、関係法令の遵守をお願いいたします。